

## 地域情報化計画について(苫小牧市)

### 1 苫小牧市の概要

- (1) 人口 174,023人(男:84,881人 女:89,142人)
- (2) 世帯数 83,495世帯
- (3) 面積 561.61km<sup>2</sup>
- (4) 予算額 736億6,500万円(平成23年度一般会計当初予算)
- (5) 議員数 30人(条例定数30人)

数字はすべて平成23年8月31日

### 2 施策の概要

#### (1) 「地域情報化計画」策定までの経緯

近年の情報化を巡る状況は、国の機関であるIT戦略本部が「e-Japan戦略」  
「e-Japan戦略」に続き「IT新改革戦略」を平成18年1月に策定した。  
また、北海道においては、いつでも・どこでも・だれでもICTの恩恵を実感  
できる個性と活力に満ちた北海道を実現するために、「北海道IT推進プラン」  
が平成20年3月に策定された。

苫小牧市では、電子自治体の実現を目指し、平成14年5月に「苫小牧市地  
域情報化計画」を策定し、平成21年度までの期間を設け、市民への情報提供  
や事務の効率化を推進してきたところであるが、「求められる地域情報化」に  
も変化がおきており、また、ICTの進化には目覚ましいものがあるため、新  
しい状況に対応した新しい計画が必要と考え、前期の計画を見直し、引き続き  
平成25年度まで延長し新たに「地域情報化計画」を策定した。

#### (2) 施策の概要

市では、申請・届出等手続きのオンライン化やホームページの充実による行  
政情報の提供、全庁LANの基盤整備及び各種業務のシステム化を進めてきた。  
情報化の基本目標として以下の3点を掲げ、情報化計画を更に進めている。

##### ア 行政情報と行政手続きのオンライン化

ICTを活用して、満足度の高い市民サービスの提供を推進する。

##### イ 事務・事業の効率化

情報システム調達・開発等の経費の適正化を図り、事務事業の効率アップを目指したシステム化を進める。

#### ウ 情報セキュリティ対策の向上

情報セキュリティの更なる強化に努め、安全で信頼性のあるシステムづくりを推進する。

上記目標を基に、小中学校教育環境の整備やＩＣカードの多目的利用、財務会計システムの構築など３１の事業に仕分け、それぞれを「完了」・「継続」・「中止」と整理し、新たな課題には「新規」と表示して事業実施状況を検証している。

### (3) 実績、課題等

平成１４年度に北海道と道内市町村で構成する、北海道電子自治体共同運営協議会が策定した「北海道電子自治体プラットフォーム構想（ＨＡＲＰ構想）」に参加しているが、他市町村の参加が少なく、相互情報交換ができるに至らぬまま、開発が中止となった。整備に時間がかかることと、自治体独自でシステムを構築しても低価格で済むとの理由により、不参加自治体が多かったことが理由である。

また、個人情報を一元化したＩＣカードの普及が進まない現状がある。これは、個人が生涯に住民票や戸籍謄本等を要する機会が少なく、わざわざ休みをとってまでＩＣカードを作りにいく必要性を市民が感じていないためである。

苫小牧市は、道内でも人口が増えている数少ない市であり、あらゆる世代の市民に有益な情報を提供するため、市民への理解・協力を求めながら、更なる環境の整備が必要である。

### 3 委員・会派の所感

苫小牧市は「苫小牧市地域情報化計画」(平成１４年度～２１年度)を見直し、新しい状況に対応するため、新たに５カ年計画(平成２１年度～２５年度)を策定したが、財政負担の軽減のため、北海道電子自治体プラットフォーム構想(ＨＡＲＰ構想)にシステムを依存している。そのため他の自治体の利用がないシステムはコスト負担が大きいため、「計画継続」の表現ながら、電子調達システムの開発等は実質未着手・見送りであり、或いは歳入手続きシステムや職員諸手続きシステムの構築等は計画中止となっている。費用対効果を重視した結果が根幹に

あるが一考を要すると思うところである。

新規事業のシンククライアントシステム(情報漏洩防止システム)の考え方は江戸川区においても参考になると思われた。

電子自治体の実現を目指して「苫小牧市地域情報化計画」を策定し、その計画に基づき情報化施策を推進してきたが、求められる地域情報化にも変化が起こり、ICTの進化もめまぐるしいこともあって、計画を見直し、現状を踏まえた新たな地域情報化計画を策定して推進しているところである。

今回、特に力を入れているのが「情報セキュリティの向上」で、情報漏洩を防ぐため、シンククライアント化への対応を実施し、職員の意識啓蒙のために外部講師による集合研修やe-ラーニング研修を行い、その充実を図っているところに市の積極的な姿勢を感じた。

災害対策について、特に津波への対応は、庁舎が高層である利点を活かして8階でデータのバックアップを行い保管する体制をとっている。

策定した基本目標ごとに、既に実施完了 今後も引続き取組みを継続 中止といった評価・分類をして一つ一つの課題を明確にしているところが評価できる点である。

人口17万4千人、101年前創業の王子製紙のさながら企業城下町という趣の苫小牧市の情報化計画を視察した。

「e-Japan戦略」など国の電子自治体計画にもとづき、北海道の各自治体でも検討が進んだ。技術や経費など自治体単独では困難な情報化に当たり、道と民間による第3セクター「北海道電子自治体共同運営協議会」のもとに「株式会社HARP」を立ち上げ、情報化を進めるというものである。

インターネットの企業情報によると、株式会社HARPは資本金4億7,100万円、主要株主は北海道、NTT東日本、北海道電力、北海道ガス、北洋銀行となっている。株主にいま話題の北電が名を連ねているのが目を引くが、事業の開発には、NTT東日本がどのように努力して開発に当たったかが、ネット上に詳しく掲げられている。

「協議会」には北海道の98%の自治体が参加するものの、HARPの事業に加わっているのは、その半分の90自治体程度とのことであった。HARPによる行政情報と行政手続きのオンライン化や、事務・事業の効率化が図られているとのことである。しかし、現在まで、例えば身近な「公共施設利用申し込みシス

テム」は、予約システムは開発されたものの導入費用が課題となり継続中で、電子入札も参加業者の適応調査が必要なことや、システム導入の自治体が道と札幌市・岩見沢市にとどまっているとのことで継続中であった。市が公的個人認証を提供する「住基カード」の市民への普及率も2.68%とのこと。江戸川区でも苦戦しているがさらに苦労しているようだった。ただ、議会の情報化は一步先に行っているという感じだった。すでに4年前には本会議だけでなく、予算・決算委員会のLIVE映像や、本会議場で部長などが答弁に窮した時のSOSシステムなど議会システムの充実には驚いた。

報告書の作成にあたっては、苫小牧市提供の資料を参考にしました。

## 発注工事に係る元請・下請適正化指導要綱について(函館市)

### 1 函館市の概要

- (1) 人口 280,519人(男:128,210人 女:152,309人)
- (2) 世帯数 143,764世帯
- (3) 面積 677.94km<sup>2</sup>
- (4) 予算額 1,310億1,600万円(平成23年度一般会計当初予算)
- (5) 議員数 36人(条例定数34人)

数字はすべて平成23年8月31日

### 2 施策の概要

#### (1) 施策創設の経緯

現在、派遣や請負労働、パート、アルバイトなど非正規雇用者の賃金の低さが問題となっており、公共サービスの民営化が進むなか、公的機関が受託事業者との間で結ぶ契約に、労働条件を確保する条項を定めていくことは、ますます重要になってきている。

このような中で、函館市では、「函館方式」といわれるように全国に先駆け、公共事業の施工にあたり、地元資材の活用や雇用の安定と促進を図る仕組みづくりに取り組んだ。

#### (2) 施策の概要

「函館方式」において注目する点は、市が土木部長名で事業者に対して指導文書を送付し、徹底した指導を行っていることである。

「公共事業の施工にあたっては、地元業者、地元資材を積極的に活用し、雇用の安定と就労の促進を図るとともに、下請負契約及び工事代金等の支払いの適正化などにより、事業の有効かつ適正な執行を図ること」を明文化している。

また、工事の一部を下請負に付する場合は、工事の内容を明確にするため、下請負契約を結び下請業者や現場で働く労働者に不利にならないよう、下請代金の支払いは速やかに現金で行い、やむを得ず手形を使用する場合は、90日以内のなるべく短い期間での支払いに努めることを求めている。

さらに、賃金・労働時間・休日などの労働条件を明確に記載した雇用通知書(労働条件通知書)を労働者に交付すること、法定労働時間の厳守及び年次有給休暇の付与、建設業退職金共済制度(建退共)等への加入などについても徹底するよう事業者に指導している。

### (3) 実績、課題等

函館市の公共工事に参加するため、道内に支店がある業者が入札に参加する例も見られたが、各種書類の提出を義務付けて詳細な内容を明記させることにより、地元業者を優先に請負契約を締結している。

また、適正な給与支給や保険等の加入など追跡調査も徹底しており、定期的の確認事務を行っているが、事業者側も協力的で、市から求められた資料、書類等は期日までに確実に提出している。

なお、現在のところ「要綱」として事業者を指導し、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により公共工事における一括下請負の完全禁止、特定建設業者における発注者への施工体制台帳の提出の義務付けなど、法律の趣旨を理解していただくよう協力を求める立場をとっており、罰則規定まで含めた条例化は考えていない状況である。

## 3 委員・会派の所感

函館市は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」を基調に、「函館市発注工事に係る元請・下請適正化指導要綱」を策定し、雇用の安定と就労の促進に力を入れているところに「函館方式」と呼ばれて注目されている理由があった。

同市では契約業務の透明化を視野に、財務部の調度課が主管の調達部局と、各部が主管の契約部局に分けた運用体系をとっている。

また、全国的に公契約条例の制定に向けての気運の高まりの中で、諸般の事情で条例化に対応できる条件が整っていないことが今後の課題と言える。

契約時におけるコストの削減、地元業者の活用、地元資材の優先的な使用など課題は多いが、契約から雇用の安定と就労の促進を図る「函館方式」を垣間見ることができた。

地勢的要素で大手業者が参入してこないこともあり、市内業者の育成や管理はスムーズに行われていると感じた。土木部が市内の530から550社にのぼる

全指名業者に毎回「適正な工事の施工に関する留意事項」を送付し、徹底し続けてきたところは評価できる点である。

下請業者が不利益にならないような仕組みを、下請負人選定通知書の提出と建設業退職金共済制度への加入を条件としている点がポイントであり、上述の担当職員の不断の努力と相まって功を奏していると感じた。

函館市の公契約制度は、土木部長の「要請指導文書」により国土交通省と農林水産省のいわゆる二省協定にもとづく設計労務単価を基準とする労賃と建設業退職金共済制度を徹底することを特徴としている。

年度当初、市の建設工事などを発注する全ての部署をはじめ、市内の契約登録業者すべてに毎年徹底しているとのことである。業者の側の反応など質問したが、長年にわたる市の姿勢が業者の間にも浸透しているとのことである。

公契約制度の条例化について質問したところ、条例化となると労働基準法や最低賃金法との整理が必要となり、労働者保護と入札制度による適正な競争の確保も必要となるため、今の時点では条例化は考えていないとのことであった。

他にも契約の総合評価方式の試行について、重層下請構造の改善のため、一括下請、いわゆる丸投げ禁止の指導強化などについて説明があった。

長い行政の伝統や市の特殊性などの要因はいろいろあると思うが、一番重要だと思ったのは、現場労働者や下請業者職人を守ろうという市の姿勢を強く感じたところである。

報告書の作成にあたっては、函館市提供の資料を参考にしました。

## 指定管理者候補者選定委員会について(函館市)

### 1 施策の概要

#### (1) 施策創設の経緯

公の施設の管理に民間部門の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、市民サービスの向上や行政コストの削減等を図ることを目的に、平成15年9月に地方自治法が改正され、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者等にまで広げた「指定管理者制度」が創設された。

これを受けて函館市では、限られた財源を有効に活用し、質の高いサービス提供や効率的な行政運営を実現していくため「民間に委ねることができるものは民間に委ねる」ことを原則に平成16年5月に「公の施設の指定管理者制度運用指針」を策定した。これに基づき平成17年1月に「公の施設の指定管理者制度運用取扱要領」を策定し、この中で指定管理者候補者選定委員会が設置され全庁的に指定管理者制度の円滑な導入と統一した事務処理を行ってきた。

平成18年4月から指定管理者制度が本格導入されることにあわせ、指定管理者の指定手続等に関する条例および同条例施行規則を制定し、指定手続の透明性を高め、一層の明確化が図られた。

#### (2) 施策の概要

候補者の募集は、広報紙、インターネット、新聞掲載等による公募とし、公の施設の設置条例を制定し議会に議案を提出する。あわせて指定期間を複数年とする場合で、管理費用の支払義務が生じる場合には債務負担行為の議決を得なければならない。

申請の資格に際し、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことが必要と認めるときは「函館市内に事務所・支店・営業所等の事務所を有する団体であること」と制限を付している。

候補者の選定にあたり、指定管理者候補者選定委員会が設置されているが、委員会の構成は、総務部長、財務部長、および外部の識見を有する者を含み7名としている。任期は2年で、現在は弁護士、税理士、大学教授が委員である。

委員会は、申請資格を有する応募者の中から、定められた評価基準に基づき、項目ごとの点数評価による総合点数方式と、当該団体が指定管理者として適当

かどうかを判断する採決方式により選定している。

また、適正な運営を図るため事業所に対し事業報告書や業務日報等の作成・提出を求め、報告書との相違がないか実地調査を行い、さらに利用者の意見や要望を把握するためのアンケートを実施する等のモニタリングを行っている。

なお、施設の設置目的、性格、規模等から、特定の団体が利用することを目的に設置されている施設や、サービスの提供に専門性や特殊性を有する施設などには、公募せずに特定の団体を選定する「特例措置」がある。

### (3) 実績、課題等

平成23年4月1日時点で、函館市の公の施設の内訳は以下のとおりである。

施設総数	754施設
指定管理者制度導入施設	532施設
〔 公募済施設	49施設
〔 非公募施設(特例措置)	483施設
函館市直営施設	222施設

選定委員会は公平かつ適正な選定を行い、施設運営者側もモニタリングによる緊張感があり、指摘事項の改善を図ることで利用者の満足度も向上している。

## 2 委員・会派の所感

函館市は、指定管理者の候補者の選定に当たり、公平かつ適正に実施するため、選定委員会を設置している。選定委員会は、当初は内部委員(市職員)9名で構成されていたのだが、学識経験者3名、経営分析専門家2名、総務部長、財務部長の7名の構成に変更し、外部委員を増員して選定委員会の透明性を高めたことは評価できる。

函館市の公の施設・754施設のうち、直営222施設、指定管理者532施設(うち公募49施設)となっており、順調に推移していると思われる。

指定管理者のモニタリングについては、外部のモニタリングがこれからの課題と思われる。

函館市は北海道内で最も歴史の古いまちであり、観光地としての側面もあり、多くの施設があるのが特徴である。市内754施設のうち指定管理者に委託している施設は532件で、そのうち公募は49件となっている。指定管理者の質や

内容を選定していくのは重要な業務となっているが、選考委員会による審査、応募団体へのヒアリングや会議録の公表も含めて、透明性の高い選定を行っているのが特徴であると感じた。その他、施設の入場料や料金については指定管理者の裁量にまかされている施設もあるのが特徴である。

指定管理者選考委員会については、総合評価で選定を行っていることは本区とも同じであるが、7人の選定委員のうち学識経験者として、大学教授や弁護士、税理士など外部の委員を入れているという特徴があった。

指定管理者のモニタリングについては、外部のモニタリングは今後の課題とのことであった。

報告書の作成にあたっては、函館市提供の資料を参考にしました。